

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社〇センター（以下「事業場」という。）において、技能員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月、事業場において約30Kgの部品を2名により繰り返し運搬したところ、後日になって背中や腰に痛みが発生し、また、同年〇月頃、立ち作業で設備のオペレーターをしていたところ、右足薬指の感覚が鈍くなり、平成〇年〇月頃、高さ50cmの作業台に前屈み姿勢になって作業をしていたところ、背中に強い張りが発生したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C診療所に受診したが、確定診断名は得られず、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「頚椎症、腰椎捻挫、第5腰椎分離症疑い」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に「背中と腰の痛み、右手のしびれ」を訴え、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「頰椎症、腰椎捻挫、第5腰椎分離症(疑い)」と診断されている。

(2) 請求人の訴える腰痛について、一件記録を精査するも、災害性を示唆する資料はなく、引用する腰痛の認定基準における災害性の原因による腰痛とは認められない。

そこで、請求人の就労内容についてみると、請求人が従事した業務のうち、腰部に過度の負担のかかる業務として、請求人の申述及び事業場報告書によれば、〇センターの治具に、26.7kgのシリンダーブロックを2人で載せる作業(1日当たり20から30台)を行っていたことが認められる。当該作業は、引用する腰痛の認定基準の要件「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」に該当すると思料されるところ、その従事期間は5日間にすぎない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人は、腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間(おおむね3か月から数年以内)従事したものと認められず、上記請求人の訴える腰痛は、同認定基準の要件を満たしていないものと判断する。

また、当該業務は、上肢等に過度の負担がかかる業務に該当するとも考えられるが、引用する上肢障害の認定基準に照らし検討するも、上記のとおりその従事期間は5日間にすぎず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、同認定基準の要件を満たしていないものと判断する。

この点、本件における医学的見解をみると、E医師は、業務との関係を否定できない旨の所見を述べるも可能性を示唆したものにすぎず、F医師及びG医師は、各意見書において、いずれも請求人の従事した作業との医学的因果関係を否定している。当審査会としても、請求人の就労内容に鑑みると、請求人の訴える症状と業務との間に医学的因果関係は認められないものと判断する。

- (3) 請求人は、平成〇年〇月頃、立ち作業で行うオペレーター業務中右足薬指の感覚が鈍くなる症状が出現した旨主張する。

この点、G医師は、上記意見書において、「請求人が行っていた立ち作業から生じたものとは医学的に考えにくい。」と述べているところ、当審査会としても、Dクリニックの診療報酬明細書に「末梢神経炎」の傷病名が追加されていることをも鑑みると、決定書理由に説示のとおり、上記請求人の症状と業務との間に医学的因果関係は認められないものと判断する。

- (4) さらに、請求人は、平成〇年〇月頃前屈姿勢で行った作業により「背中の強い張り」が出現した旨主張するところ、確かに同作業は上肢障害の認定基準の「上肢の反復動作の多い作業」に該当するものと思料されるが、その従事期間は約4か月であり、一件記録を精査するも、この間、時間外労働は無く、請求人が過重な就労状況にあったとは認められない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、同認定基準の要件を満たしていないものと判断する。

- (5) 以上を総合すると、請求人が訴える上記症状と業務との間に相当因果関係は認められず、したがって、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- (6) なお、請求人は、上記意見書において、シリンダーブロックの運搬作業は、5日間ではなく2週間であり1日当たり80回は持ち上げていた旨主張するが、いずれにしても、上記認定基準の要件を満たしているものとは言えず、上記判断を左右するものではない。

また、請求人は、上司の行動により会社は未だに安全配慮措置を講じていな

い旨をも主張するが、請求人の本件疾病が業務に起因していると認められるか否かについての判断において、同主張は争点とはならないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。